

在デンパサール日本国総領事館 海外安全対策情報
(令和3年度第4四半期：1月～3月)

1. 新型コロナウイルス関連情報

インドネシア政府や日本政府による各種規制等については、新型コロナウイルスの影響で頻繁に変更・追加が繰り返されています。

また、当館管轄州（バリ州、西ヌサ・トゥンガラ州、東ヌサ・トゥンガラ州：以下当館管轄州と称す）でも各州においてそれぞれ異なる運用をしていることもあるため、当館 HP、在京インドネシア大使館・在大阪インドネシア総領事館、ご利用の航空会社等を通じて必要な関連情報を入手・アップデートに努めてください。

※1：当館 HP（ https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html ）

(1) 新型コロナウイルスの現状

インドネシアの感染状況は依然として警戒が必要な状況が続いていますが、新規感染者数、ワクチン接種状況、感染症対策・医療体制、各種施策の状況等の実情を総合的に勘案した上で、日本国外務省は、4月1日にインドネシアに対する感染症危険情報をレベル3「渡航は止めてください」からレベル2「不要不急の渡航はやめてください」に引下げました。

国内では、徐々に PPKM（社会活動制限）は緩和される方向にありますが、マスク着用、手洗い消毒、ソーシャルディスタンス確保、密な状態を避ける等の感染予防対策は継続して徹底する必要があります。

(2) インドネシア政府の主な入国・移動規制（4月8日現在）

ア インドネシア入国

現在、外国人のインドネシアへの入国に際しては、段階的な緩和が進み、現時点での主な規制や手続き（日本からの入国として記載）は以下のようになっています。

a 主要空港等における特別到着ビザ（VOA、50万ルピア）が運用開始

※詳細は4月7日付当館のお知らせ（ <https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100328456.pdf> ）を参照ください。

b 日本出国前2×24時間以内に検体採取した英語のPCR検査陰性証明書の提示

c 2回以上のワクチン接種済み証明があれば、隔離が免除（※健康上の理由でワクチン接種不可の場合は国立病院（医師）発行の証明書類が必要です。また、18歳未満の者はワクチン接種証明不要で隔離期間は同伴する親や保護者に合わせるとのことです。）

d アプリ Pedulilindungi ダウンロード登録の義務づけ

e インドネシア滞在中のコロナ感染治療を補償できる医療保険加入証明の提示（※関係当局によれば、バリからの入国では5億ルピア以上のコロナ感染時補償が必要とのこと。また、短期渡航者以外の KITAS 保持者等については保険加入証明の提示は不要とのことです。）

f 入国時に検温異常や体調異常の者を除いて、入国時のPCR検査（自己負担）は廃止（※公共交通機関等を利用したインドネシア国内移動も可能であるが、14日間は自主観察が必要とのことです。）

イ インドネシア国内移動

インドネシア国内移動については、3回以上のワクチン接種が完了していれば、PCR検

査や抗原検査の陰性証明提示は不要となっている。ただし、ワクチン接種が2回済みの者については、PCR陰性証明（3×24時間以内）又は抗原検査陰性証明（1×24時間以内）の提示が必要、1回済みの者についてはPCR陰性証明（3×24時間以内）の提示が必要とされています。また、健康上の理由等でワクチン接種できない者は、国立病院（医師）発行の証明書類とPCR陰性証明（3×24時間以内）の提示が必要であり、6歳未満で未接種の者は、親や保護者の同行があればワクチン接種証明や陰性証明の提示は不要とされています。

（3）日本政府の主な入国・移動規制（4月8日現在）

ア 日本入国 ※インドネシアは日本の水際対策措置（27）の指定国外

3月以降、観光目的以外の外国人新規入国が再開し、ビザを取得すれば新規入国が可能となりました。日本入国に際する規制や手続きについては、以下のようになっています。また、オンラインで事前に各種書類等の登録を行う「ファスト・トラック」制度を利用すれば、入国時の手続きを簡素化することができます。

- a 出発前72時間以内に検体採取されたPCR検査陰性証明
（推奨書式：<https://www.mhlw.go.jp/content/000799426.pdf>）
- b 誓約書（隔離順守等）の提出
- c スマホへのアプリ（MySOS）導入・登録と位置情報設定
- d 質問票（連絡先や国内滞在先等）の提出

なお、入国時の新型コロナ検査で陰性であれば、

- 日本政府指定のワクチンを3回目接種している場合：入国後の自宅待機は不要。
- 日本政府指定のワクチンを3回目接種していない場合：原則7日間の自宅等での自主待機が必要。但し、3日目以降に自主検査の上、陰性結果を入国者健康確認センターに届出・待機終了の連絡を受け次第、それ以降の自主待機が不要。（※日本待機日数カウントは入国日を0日として計算）
- 入国後24時間以内に空港から自宅待機のために移動する場合：必要最小限のルートに限定してワクチン接種の有無に関わらず公共交通機関の使用が可能。

※詳細は、厚生労働省のウェブサイト（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html）をご確認ください。

※「ファスト・トラック」制度の詳細は、ウェブサイト（<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>）をご確認ください。

イ 日本国内移動

新型コロナ感染等がなければ、ワクチン接種の有無や陰性証明書の提示等の規制はありません。

2. 犯罪情勢（1月～3月）

（1）一般犯罪（窃盗・詐欺等）

当館管轄州において、日本人関連の窃盗事案発生認知は特にありません。バリでは観光客の受入れ再開と同時に、繁華街に外国人旅行者の姿が戻り始めましたが、それと同時にひったくりや置き引き等の外国人窃盗被害情報やローカル店舗への侵入盗などの情報が報道で散見されるようになってきました。観光地やショッピングモール等の人が多く往来する場所に出かける際は、所持品等の管理に注意を払う必要があります。

(2) 凶悪犯（強盗・殺人・強姦等）

当館管轄州において、日本人関連の事案発生は特にありません。

(3) 薬物犯（大麻・覚せい剤等）

当館管轄州において、日本人関連の薬物犯事件認知は特にありませんが、報道では薬物犯罪の事件検挙が多くなっており、バリ州警察によれば、チャングー周辺のエリアでは外国人による薬物販売等が増加傾向にあるとのことで、特に注意が必要です。

(4) その他の犯罪

当館管轄州において、日本人関連の粗暴犯、風俗犯、略取・誘拐等の発生は認知していませんが、不動産トラブルや金銭トラブル等の相談が散見されます。

(5) 入国管理法・国外退去処分等

当館管轄州において、在留邦人の資格外活動による退去強制処分事案が発生しました。当地入国管理局によれば、活動内容は各人の許可申請・取得時の書類に記載されているとおりで、各人が自身の滞在資格をもって可能な活動範囲を再確認・理解しておくことをお勧めいたします。

3. テロ・爆発物事件情勢（1月～3月）

当館管轄州において、テロ・爆発物事件は発生しておらず、具体的な危険情報もありませんが、インドネシア国内の他の地域では、テロ事件の発生とテロリスト検挙報道が続いており、引き続きテロの標的となりやすい場所（政府・警察関係施設、宗教関連施設、外国人が多く集まる場所等）を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、万一不審な人や物、状況を察知した場合には、速やかにその場を離れる等、自身の安全確保に努める必要があります。

また、4月から5月にかけては、イスラム教徒のラマダン（断食月）及びレバラン（断食明けの大祭）にあたり、昨年もマカッサルやジャカルタでテロ事件が発生していることや、6月以降当館管轄州において断続的に開催されるG20関係会合も控えていることから、テロへの継続した注意が必要です。

4. デモ・抗議活動等（1月～3月）

当館管轄州において、小規模なデモは時折発生しておりますが、大きな混乱を発生させたものではありません。しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻問題に関して、当地にも多く滞在するロシア人やウクライナ人の抗議活動等には注意を払う必要があります。

5. 交通事故等（1月～3月）

観光再開で交通量が増えつつあり、各所で交通事故の発生が目につきます。現在のところ滞在邦人から大きな交通事故被害の報告は受けておりませんが、安全確認の徹底、ヘルメットの装着、走行速度を控える等、重大な事故に遭わないための防御運転を励行する必要があります。

6. 自然災害（1月～3月）

(1) 地震関連

当館管轄州周辺では大規模な地震は発生していませんが、フローレス島沖合い等で

はマグニチュード2～5程度の地震が時折発生しているため、万々に備え、避難場所、緊急連絡先、避難用具等の準備・点検が推奨されます。

(2) 火山関連

当館管轄州では、2020年11月に噴火した東ヌサ・トゥングラ州のレウトロ山（警戒レベル3：避難準備・火口半径4キロ立入禁止）が活動状態を継続しています。バリ州のアグン山は、「警戒レベル1：ノーマル・立入制限なし」と落ち着いています。

(3) 大雨・洪水関連

昨年末はラニーニャ現象の影響による大雨により、当館管轄州各所で土砂崩れや洪水被害が発生していましたが、現在は雨期も終盤に入り、目立った洪水等は発生していません。

7. その他の感染症情報（1月～3月）

(1) デング熱

1月から2月にかけて東ヌサ・トゥングラ州では、8名以上の死者が出たとの報道もあり、バリ州でもデング熱感染の報道が散見されます。デング熱は蚊を媒体とするため、屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊にさされないように注意が必要です。

(2) 狂犬病

郊外や地方村落等において、時折狂犬病疑いの犬による咬傷案件が報道で見られます。狂犬病は、発症後ほぼ100%死亡に至る危険な感染症です。野良犬や野生動物への接触は避け、万一それらに咬まれた場合は、傷口を丁寧に洗浄し、ワクチン接種の要否等について医師に相談してください。

8. 対日感情（1月～3月）

対日感情は基本的に良好であり、特段の変化は見られません。

9. 日本企業の安全に関わる諸問題（1月～3月）

認知していません。

10. 援護事案・その他（1月～3月）

(1) 邦人援護事案の傾向

ア 不法残留

インドネシアのビザ申請手続きに関して、エージェントやスポンサーの手続き不備や失念等で在留邦人が不法残留となる事案が見られます。ご自身の申請・手続きを代理人に任せきりにせず状況を確認し、問題ある場合には問題の所在を把握の上、早期に対処してください。

イ 資格外活動

外国人のインドネシア国内での就労や投資に関して、入国管理局は取締りを強化する方針を示しており、実際に資格外活動で在留邦人が検挙される事案が発生しています。当地入国管理局の説明によれば、ビザの種別ごとに画一的な線引きはなく、各人（又はエージェントやスポンサー）が許可取得時の書類に詳細が記載されているとのこと。

そのため、この機会に自身の許可書類等の内容を確認の上、活動可能な範囲を理解して活動することをお勧めします。また、活動可能な範囲等に関して自身で不明な場合は、エージェントやスポンサー、申請された入国管理局等に照会することをお勧めします。（参考：入管法違反に対するインドネシアの罰則規定は、最大5億ルピア及び5年間の禁固、国外退去強制処分とされています。）

ウ 高齢者の死亡

最近、高齢の在留邦人がお亡くなりになる事例が以前に増して増えています。特に困難事例として、以下を対応いたしました。

- a お亡くなりになった在留邦人は、所持金が殆どなく、入院や葬儀費用が支払えず、知人等が立替えました。当館から日本の親族に連絡を取り、事情を説明しましたが、親族は遺産放棄手続きを行い、知人等への費用弁済を拒否しました。
- b お亡くなりになった在留邦人は、当地に知人や日本に親類等がなく、所持金もなかったため、葬儀費用等の捻出に困難を極めました。最終的に、居宅の家主に前払いしていた家賃の一部を払い戻し、最低限の弔いが行われました。

日本政府は、海外でお亡くなりになった日本人の葬儀費を負担できません。持病や体調に悪化の兆しが見られる場合は、早期に日本へ帰国し、治療を受けることをお勧めします。また、インドネシアで人生の終点を希望される場合は、死後、知人等に金銭的迷惑をかけないためにも、元気なうちに「生前整理（万一の場合の希望措置や費用、連絡先等の準備）」をされることを強くお勧めします。

(2) 節度ある SNS 等の投稿

外国人の言動は注目を浴びやすく、特にコロナ禍においては SNS 等の投稿を発端とした外国人の保健プロトコール違反や不適切投稿等が大きなトラブル（いわゆる炎上）に発展した事案が見られます。中には SNS 投稿内容を元に捜査機関等から取調べを受ける事案も発生しています。こうした事案は、投稿者の画像や氏名が報道で取り上げられ、投稿者の意図しない大きな事態に陥りかねません。また、捜査機関は SNS 等の投稿監視も行っており、状況に応じて事件化や国外退去強制等の嚴重処分をとっています。

(3) 在留邦人の孤独・孤立対策

外務省では、海外在留邦人の孤独・孤立対策のため、日本国内の NPO 5 団体と連携し、チャットや SNS を通じた直接相談支援の取り組みを行っています。人には言えない悩みや不安等をお抱えの方は、専用の外務省 HP（<https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>）に掲載されている各団体の窓口までご相談ください。

(了)